

吸収分割に係る事後開示書類

2023年3月31日

東京都港区白金一丁目17番3号
株式会社ブイキューブ
代表取締役 高田 雅也

東京都品川区大崎一丁目20番3号
タメニーアートワークス株式会社
代表取締役 福井 秀幸

株式会社ブイキューブ（以下「承継会社」といいます。）とタメニーアートワークス株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2023年2月20日付吸収分割契約書に基づいて、承継会社を吸収分割承継会社とし、分割会社を吸収分割会社として、分割会社が有する法人向けイベント企画運営事業に関連する権利義務を分割会社から承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。つきましては、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号の規定に従い、以下のとおり会社法施行規則第189条に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

なお、本吸収分割は、承継会社においては会社法第796条第2項に定める簡易分割となり、分割会社においても会社法第784条第2項に定める簡易分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2023年3月31日

2. 分割会社における手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第784条の2）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第785条）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求について（会社法第787条）

分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議について（会社法第789条）

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項並びに定款に基づき、2023年2月27日付で官報及び同日付で開始した電子公告を行いました。所定の期間内に異議を

述べた債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第 797 条）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項並びに定款に基づき、2023 年 2 月 27 日付で官報及び同日付で開始した電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、効力発生日である 2023 年 3 月 31 日をもって、本吸収分割契約に基づき、分割会社の有する法人向けイベント企画運営事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が、分割会社から承継した資産及び負債の概算額は以下のとおりです。

承継資産の額：7 百万円

承継負債の額：0 円

5. 本吸収分割に係る変更の登記の日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 3 月 31 日（予定）

6. 本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

分割会社は、本吸収分割の効力発生を停止条件として、分割会社の完全親会社であるタメニー株式会社を吸収合併存続会社、分割会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、本吸収分割の効力発生日と同日の 2023 年 3 月 31 日にその効力が発生しました。

以上